

平成20年9月

人事行政の運営等の状況

和 歌 山 県

目 次

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)採用者数	
(2)再任用職員等の採用・離職状況	
(3)退職者数	
(4)部門別職員数の状況と主な増減理由	
(5)年齢別職員構成の状況	
(6)定員適正化計画の数値目標及び進捗状況	
2 職員の給与の状況	5
(1)総括	
(2)職員の平均給与月額、初任給等の状況	
(3)一般行政職の級別職員数等の状況	
(4)職員の手当の状況	
(5)特別職の報酬等の状況	
(6)公営企業職員の状況	
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	21
(1)一般職員の勤務時間の状況	
(2)一般職員の勤務時間の運用状況	
(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況	
(4)特別休暇の導入状況	
(5)介護休暇の取得者数	
4 職員の分限及び懲戒処分等の状況	22
(1)分限処分者数	
(2)懲戒処分者数	
5 職員のサービスの状況	24
(1)育児休業及び部分休業の取得者数	
(2)育児短時間勤務の取得者数等	
(3)修学部分休業の実施状況	
(4)高齢者部分休業の実施状況	
(5)自己啓発等休業の実施状況	
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	25
(1)研修状況	
(2)勤務成績の評定状況	
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	32
(1)公務災害・通勤災害の認定件数	
(2)健康診断実施状況	
(3)(財)和歌山県職員互助会・(財)和歌山県教育互助会・(財)和歌山県警察共助会の状況	
8 その他知事が必要と認める事項	33
定年退職者・勸奨退職者の再就職者数	

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	34
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	42
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	55
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	55

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用者数 (平成20年4月1日付) (単位:人)

試験(検査)区分	合格者数	採用者数	内女性	
I種	一般行政職	40	34	11
	総合土木職	11	11	
	建築職	5	5	1
	電気職	3	2	
	機械職	1	1	
	化学職 A	3	3	
	化学職 B	8	7	4
	農学職	8	6	3
	林学職	2	1	
	水産職	3	3	1
学校事務職	12	6	3	
警察事務職				
小計	96	79	23	
II種	土木職	1	1	1
小計	1	1	1	
III種	一般事務	5	5	
	土木	1	1	1
	農業	1	1	
	学校事務	5	4	1
	警察事務	6	5	2
小計	18	16	4	
教員	小学校教員	143	142	93
	中学校教員	76	73	34
	高等学校教員	41	41	15
	特別支援学校教員	28	28	19
	養護教員	7	7	7
	寄宿舎指導員	3	3	
	小計	298	294	168
警察官	警察官A男性一般	120	49	
	警察官A女性一般	7	4	4
	警察官A男性武道・柔道	1	1	
	警察官A男性武道・剣道	1	0	
	警察官B男性一般	47	42	
	警察官B女性一般	3	3	3
	小計	179	99	7
資格免許等	医師	4	4	
	獣医師	3	2	1
	薬剤師	2	2	
	保健師	1	1	
	工業技術技師	3	3	1
	臨床検査技師	3	3	1
	精神保健相談員	2	2	
	臨床心理士	1	1	1
	情報処理員	2	2	1
	専任教員	2	2	1
	看護師	3	3	3
	学校栄養職員	9	6	6
	小計	35	31	15

合計	627	520	218
----	-----	-----	-----

(平成19年度:平成19年4月1日～平成20年3月31日)(単位:人)

試験(検査)区分	採用者数	内女性	
I種	一般行政職	33	11
	総合土木職	15	
	建築職	2	2
	電気職 A	1	
	機械職	1	
	化学職	2	1
	化学職 B	1	
	農学職	6	2
	林学職	3	1
	水産職	1	
学校事務職	3	3	
警察事務職	9	5	
小計	77	25	
II種	土木職	1	
小計	1	0	
III種	一般事務	4	2
	土木	1	
	農業	1	
	学校事務	2	2
	警察事務	3	2
小計	11	6	
教員	小学校教員	94	59
	中学校教員	69	37
	高等学校教員	37	19
	特殊教育諸学校教員	28	19
	養護教員	5	5
	実習助手	2	2
	小計	235	141
警察官	警察官A男性一般	79	
	警察官A女性一般	3	3
	警察官A男性武道・柔道	1	
	警察官B男性一般	33	
	警察官B女性一般	2	2
	小計	118	5
	資格免許等	医師	3
薬剤師		1	1
保健師		3	2
工業技術技師		4	
船舶職員		2	1
専任教員		1	1
看護師		3	1
学校栄養職員		1	1
文化財専門員(埋蔵)		2	
文化財専門員(建造物)		1	
文化財専門員(民俗)	1		
小計	22	7	

合計	464	184
----	-----	-----

(2)再任用職員等の採用・離職状況 (平成20年4月1日現在) (単位:人)

区分 職種	合計		再任用職員数										再任用後の離職 (平成19年度)					
			常時勤務職員		短時間勤務職員		16時間以上 20時間未満		20時間以上 24時間未満		24時間以上 28時間未満			28時間以上 30時間未満		30時間以上 32時間以下		
			任期更新		任期更新		任期更新		任期更新		任期更新			任期更新		任期更新		
一般行政職	84	39			84	39					84	39						4
研究職	10	4			10	4					10	4						
医療職	8	4			8	4					8	4						
技能労務職	12	6			12	6									12	6		2
教育職	17	8	17	8	0	0												1
警察職	6	0			6	0					6	0						3
合計	137	61	17	8	120	53	0	0	0	0	108	47	0	0	12	6		10

(3)退職者数 (平成19年度) (単位:人)

区分 職種	合計	定年退職		勸奨退職 (定年前希望退職を含む。)	普通退職		その他				
			勤務延長後の退職		在職期間の通算を伴う退職等	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職		
一般行政職	241	156		46	35	18			2		2
研究職	15	11		2	2						
医療職	28	9		9	10	3					
技能労務職	22	17		4	1						
教育職	445	215		155	64	47			2		9
警察職	147	80		13	48	27			2		4
合計	898	488	0	229	160	95	0	6	0		15

- (注) 1 「普通退職」とは、定年退職及び勸奨退職のいずれの事由にも該当しないで離職する場合をいう。(例:自己都合による退職や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが一方の地方公共団体を離職した場合等)
- 2 「在職期間の通算を伴う退職等」とは、「普通退職」の要件に該当するもののうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

(4)部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成20年4月1日現在)

(単位:人)

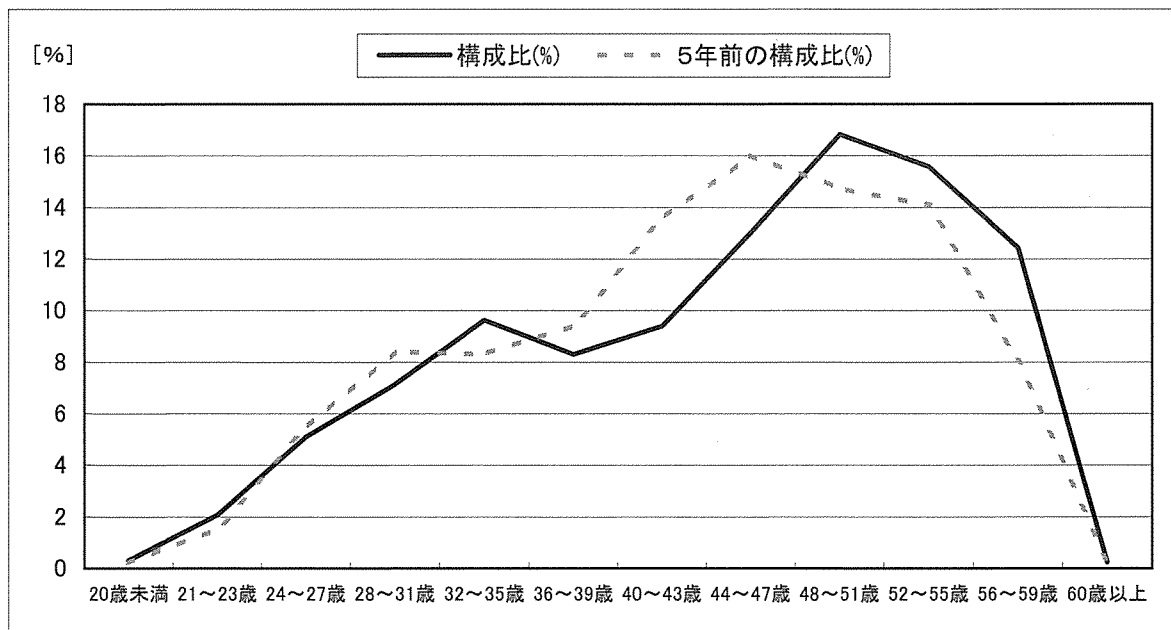
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由等
		平成19年	平成20年		
普通会計部門	議会	33	33	0	・局及び課室等の統合等再編による減 ・事務の統廃合及び縮小による減 ・入札制度改革に伴う入札体制強化による増 ・農水産物、加工食品の販売促進体制の強化による増
	総務企画	732	720	▲12	
	税務	169	167	▲2	
	民生	328	323	▲5	
	衛生	472	462	▲10	
	労働	66	61	▲5	
	農林水産	916	865	▲51	
	商工	217	214	▲3	
	土木	855	842	▲13	
	小計	3,788	3,687	▲101	
教育部門	9,798	9,657	▲141		
警察部門	2,442	2,459	17		
小計	16,028	15,803	▲225	(参考:人口10万人当たり職員数 1510.9 人)	
公営企業等	病院	252	237	▲15	
	その他	48	46	▲2	
	小計	300	283	▲17	
合計		16,328	16,086	▲242	(参考:人口10万人当たり職員数 1,538.0 人)
		[17,275]	[17,061]	[▲214]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除く。

2 []内は、条例定数の合計である。

(5)年齢別職員構成の状況

(平成20年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳) 23歳	24歳) 27歳	28歳) 31歳	32歳) 35歳	36歳) 39歳	40歳) 43歳	44歳) 47歳	48歳) 51歳	52歳) 55歳	56歳) 59歳	60歳以上	計
職員数	人 50	人 334	人 820	人 1,146	人 1,547	人 1,334	人 1,512	人 2,093	人 2,706	人 2,505	人 2,001	人 38	人 16,086

(6) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

部 門	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
一般行政・公営企業等部門	人 5,250	人 3,850	人 ▲ 1,400	% ▲ 26.7
一般行政部門	3,947	▲1,400人		
公営企業等部門	1,303			
特別行政部門	12,676	12,176	▲ 500	▲ 3.9
教育部門	10,245	▲500人		
警察部門	2,431			
合 計	17,926	16,026	▲ 1,900	▲ 10.6

(参考) 新行財政改革推進プランにおける定員管理の数値目標

部門	平成19年4月1日 職員数	平成25年4月1日 職員数	純減数	純減率
一般行政・公営企業等部門	人 4,088	人 3,608	人 ▲ 480	% ▲ 11.7
特別行政部門 (教育・警察)	12,240	11,730	▲ 510	▲ 4.2
合 計	16,328	15,338	▲ 990	▲ 6.1

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政及 び公営企業 等部門	職員数	5,250	4,176	4,088	3,970			—	3,850
	増 減		▲ 1,074	▲ 88	▲ 118			▲ 1,280 (91.4%)	▲ 1,400
特別行政 部門	職員数	12,676	12,387	12,240	12,116			—	12,176
	増 減		▲ 289	▲ 147	▲ 124			▲ 560 (112.0%)	▲ 500
合 計	職員数	17,926	16,563	16,328	16,086			—	16,026
	増 減		▲ 1,363	▲ 235	▲ 242			▲ 1,840 (96.8%)	▲ 1,900

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況(普通会計決算)

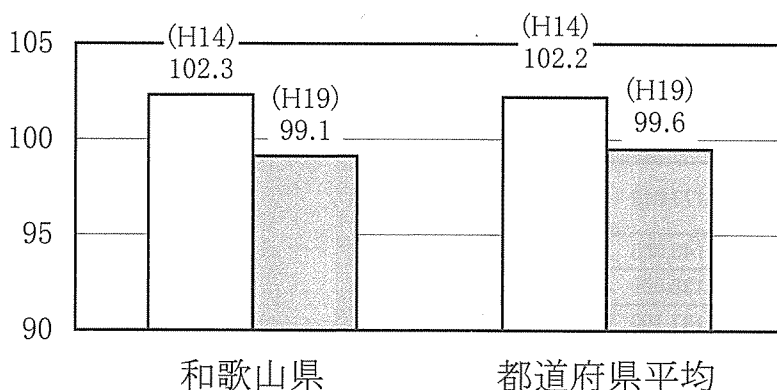
区分	住民基本台帳人口 (平成19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	1,045,930	495,364,693	3,606,696	163,994,879	33.1	34.0

イ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	16,117	74,324,655	13,772,437	31,389,629	119,486,721	7,414

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成19年4月1日現在の人数である。

ウ ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。(平成19年4月1日現在)

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
	円	円	円	%	%
19年度	390,974	390,240	734	0.17	0.17

(参考) 国の改定率
0.35

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
	月	月	月	月	月
19年度	4.50	4.45	0.05	0.05	4.50

(参考) 国の年間 支給月数
4.50

(注) 1 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 「年間支給月数」において、特定幹部職員(部・次長級)については、4.45月である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.8 歳	342,600 円	413,170 円
技能労務職	49.0 歳	346,505 円	388,839 円
うち用務員	49.5 歳	333,351 円	362,540 円
うち運転業務員	50.4 歳	364,206 円	431,452 円
うち守衛	47.3 歳	344,393 円	386,799 円
高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	45.1 歳	398,818 円	455,514 円
小・中学校(幼稚園)教育職	46.9 歳	404,009 円	458,004 円
警察職	40.3 歳	332,514 円	452,443 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。
 3 平成20年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%、管理職以外の職員は給料の1%をそれぞれ減額している。

イ 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒	177,012 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高 校 卒	143,055 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	138,699 円	—
高等学校教育職	大 学 卒	197,703 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	197,703 円	—
警 察 職	大 学 卒	195,228 円	203,100 円
	高 校 卒	163,053 円	158,100 円

(注) 平成20年度は管理職以外の職員は、給料の1%を減額している。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	261,610 円	319,184 円	367,338 円
	高 校 卒	213,205 円	266,102 円	311,922 円
技能労務職	高 校 卒	227,205 円	245,916 円	291,836 円
高等学校教育職	大 学 卒	302,361 円	357,048 円	396,158 円
小・中学校教育職	大 学 卒	305,871 円	354,899 円	393,247 円
警 察 職	大 学 卒	285,603 円	330,387 円	368,626 円
	高 校 卒	253,249 円	292,089 円	330,573 円

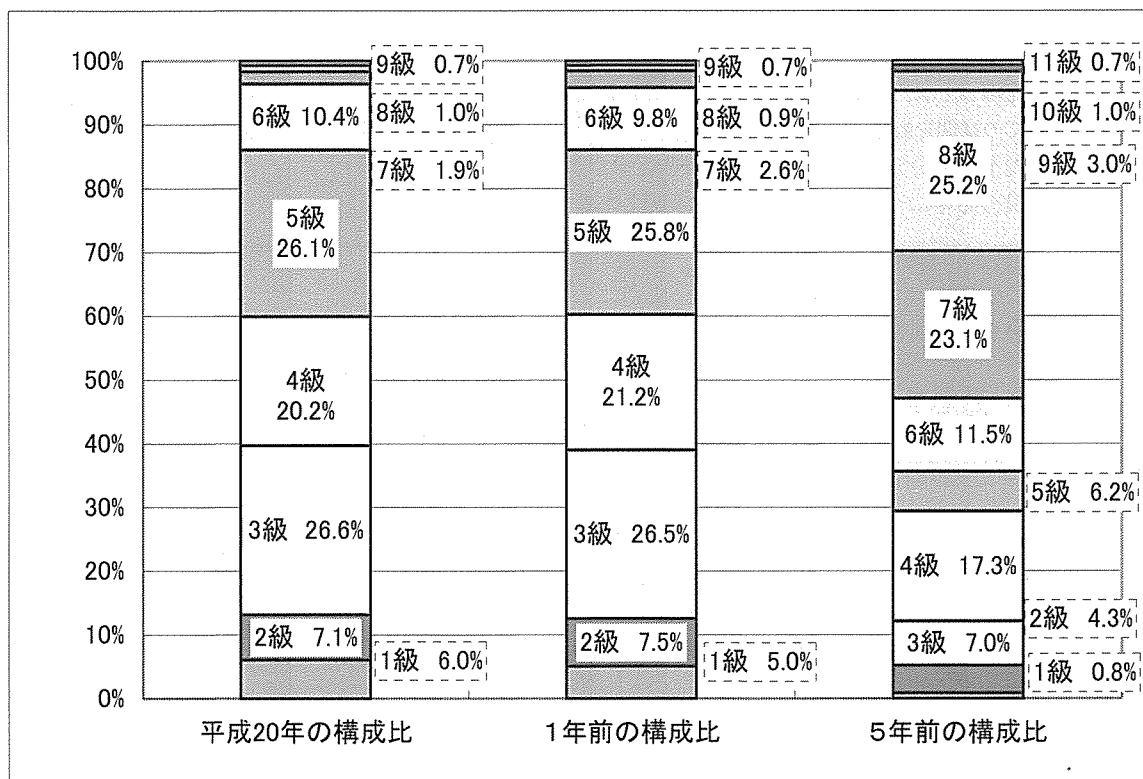
(注) 平成20年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%、管理職以外の職員は給料の1%をそれぞれ減額している。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	部長	27人	0.7%
8級	局長	42人	1.0%
7級	参事・課長	80人	1.9%
6級	課長・副課長	429人	10.4%
5級	課長補佐・班長・主任	1,070人	26.1%
4級	主査	831人	20.2%
3級	主査・副主査	1,091人	26.6%
2級	主事・技師	291人	7.1%
1級	主事・技師	246人	6.0%
計		4,107人	100.0%

(注) 1 和歌山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度から給料表の級区分が以下のとおり統合された。

旧給料表(H17年度まで)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
新給料表(H18年度から)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		

イ 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施しています。

2 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階(A～E)に格付けし、その評価結果(評語)に基づき、昇給区分(0～6号給)を決定しています。

平成20年4月1日の昇給の実績については次のとおりです。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

ア 特定職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	4号給以上	2号給	1号給、昇給なし
	人員分布率	25.0%	75.0%	0.0%
55歳以上	昇給号数	2号給以上	1号給	昇給なし
	人員分布率	22.5%	77.5%	0.0%

イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	4号給以上	3号給	1号給、昇給なし
	人員分布率	29.4%	70.5%	0.1%
55歳以上	昇給号数	2号給以上	1号給	昇給なし
	人員分布率	11.3%	88.7%	0.0%

※ 特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいいます。

※ 全ての期間を勤務していない者(病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等)、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者を除いています。

※ 人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合です。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和歌山県		国	
1人当たり平均支給額(平成19年度)		—	
1,903 千円			
(平成19年度支給割合)		(平成19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.50 月分	3.0 月分	1.50 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 10～20%		・管理職加算 10～20%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 和歌山県の特定幹部職員(部・次長級)の支給割合については、期末手当 2.6月分、勤勉手当 1.85月分である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1 勤務実績の評定の実施状況

平成17年6月勤勉手当分から、全職員を対象に評定期間(6月勤勉:12月2日～6月1日、12月勤勉:6月2日～12月1日)の勤務実績に基づき所属長からの内申により勤務実績を評定しています。

2 勤勉手当への勤務実績の反映状況

全職員について、評定期間の勤務実績に基づき、所属長からの内申により成績率(チャレンジ加算、優秀、良好(標準)、特に不良)を判定しています。

平成19年12月支給の勤勉手当の実績は次のとおりです。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

ア 特定幹部職員(次長級以上の職員)

区分	上位	標準	下位
成績率	111/100～106/100	91/100	81.9/100
人員分布率	16.9%	83.1%	0.0%

イ 特定幹部職員以外の職員

区分	上位	標準	下位
成績率	96/100～86/100	76/100	63.9/100
人員分布率	34.4%	65.5%	0.1%

イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

和歌山県			国		
退職手当の基本額	(支給率) 自己都合 勤奨・定年		退職手当の基本額	(支給率) 自己都合 勤奨・定年	
	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分			勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	
	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分			勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	
	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分			勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	
	最高限度額 59.29 月分 59.28 月分			最高限度額 59.29 月分 59.28 月分	
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%)	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～50,000円)の60月分		退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～79,200円)の60月分	
(退職時特別昇給なし)			(退職時特別昇給なし)		
1人当たり平均支給額	802 千円 27,344 千円				

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		1,597,361 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		97,608 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	16 %	28 人	16 %
大阪市	13 %	4 人	13 %
和歌山市	3 %	6,647 人	3 %
橋本市	3 %	891 人	3 %
和歌山市及び橋本市以外の県内	1 %	8,462 人	0 %
医師・歯科医師	15 %	28 人	15 %
平均支給率		1.9 %	1.4 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
大阪市	15 %	15 %
和歌山市及び橋本市	3 %	3 %
和歌山市及び橋本市以外の県内	0 %	0 %
医師・歯科医師	15 %	15 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

工 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		559,241 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		61,563 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)		51.7 %	
手当の種類(手当数)		43	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収	月額20,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練等の指導	日額850円
社会福祉業務手当	紀南児童相談所、子ども・障害者相談センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は売春防止法に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	月額12,800円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
防疫業務等手当	こころの医療センター又は保健所に勤務する職員	感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業等	日額330円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	日額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、薬務課又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査(患者に直接接する場面に限る。)、診察の立会い、入院措置のための移送	日額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時)において行われる看護等	深夜における勤務時間 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 2～4時間未満 2,900円 2時間未満 2,000円
し尿処理施設等検査手当	保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	日額500円
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	日額800円
特別環境作業従事手当	振興局産業振興部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	日額300円

火薬類等災害調査手当	総務部危機管理局消防保安課又は振興局総務室に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	日額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	日額300円
用地交渉手当	振興局建設部に勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	月額29,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用して健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	日額300円
動物保護手当	保健所に勤務する予防技術員	狂犬病予防法に基づく捕獲等	日額600円
道路上作業手当	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	日額500円
定時制課程等事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業	日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等に係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	日額200円
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当(兼務)する業務	時間2,780円
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等(2時間以上)	日額1,100円
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	①(ア)児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額3,200円 (イ)児童生徒の負傷疾病に伴う救急業務及び緊急補導 日額3,000円 ②(ア)修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額1,700円 (イ)部活動で休日等に行うもの 日額1,500円
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	日額 560円(国内) 日額1,100円(国外)
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の予防、捜査その他取締警戒等の業務	日額 420円

交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	(1)交通事故捜査・検問 日額 560円(昼間) 日額 840円(夜間) 日額 840円(昼間・高速上) 日額 1,260円(夜間・高速上) (2)交通取締用自動二輪 日額 560円(白バイ) (3)上記以外 日額 310円 日額 460円(高速上)
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	日額 340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	日額 280円(現場以外) 日額 560円(現場)
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	(1)検視・検証 1体 1,600円 (2)検視・検証(損傷著しい死体) 1体 3,200円 (3)検視・検証(検視官・刑事調査官) 1体 3,200円 (4)解剖補助 1体 3,200円
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	日額 320円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(22時から5時まで)において行われる業務	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回 730円 (3)深夜の一部を含む勤務 (2時間未満) 1回 410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	(1)爆発物、特殊危険物質等処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害の危険がある区域での作業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断が、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	1回 470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間(21時から5時まで)において行う業務	1回 1,240円
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う、証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	1時間 400円
航空手当	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	日額 840円 (警戒区域等危険地域840円加算)

警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣等の身辺警護の業務	(1)天皇、皇后、皇太子、皇太子妃の身辺警衛 日額 1,150円 (2)上記以外の皇族、内閣総理大臣等の身辺警護 日額 640円
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕 日額 1,100円 (3)銃器所持犯人逮捕 日額 1,100円 (4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒 日額 820円 (6)暴力団事務所等の直近警戒 日額 820円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	2,271,608 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	321 千円
支給実績(平成18年度決算)	2,227,170 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	314 千円

カ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		2,220,135 千円	241,687 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家)最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅)3,600円	異なる	2 自宅 2,500円	843,007 千円	100,610 円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給(採用から1年経過するごとに額を減じて支給) 医師・歯科医師 最高支給月額 306,900円	同じ		80,303 千円	2,590,433 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000~24,500円 (2)四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000~24,500円	1,817,156 千円	131,383 円

単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員(異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。) 23,000円+加算額(6,000~45,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100km以上の場合に加算)	同じ		93,755 千円	316,740 円
特地勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1級地 4,000円/月 2級地 7,000円/月 3級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 2級地 8% 3級地 12%	8,736 千円	75,965 円
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% 準ずる学校 2%			100,839 千円	186,394 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,200円 機器等の監視、管理等のための当直 5,100円 福祉施設等の生活介助等のための当直 5,900円 医師当直 20,000円 年末年始期間は、100分の150を乗じて得た額	異なる	年末年始期間の支給額	349,085 千円	204,143 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 4,000~12,000円 6時間超 6,000~18,000円	同じ		3,536 千円	40,644 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		185,251 千円	110,598 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数(年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数)	異なる	年末年始の支給割合	551,601 千円	187,301 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (33,700~126,400円)	同じ		1,204,882 千円	719,762 円

寒冷地手当	寒冷地に在職する職員に支給 (11月～翌年3月) 1 世帯主である職員 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2 その他の職員 7,360円	同じ		2,677 千円	58,206 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する 教育職員に級号給に応じて 5,000～20,200円を支給			1,629,388 千円	187,718 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校 長及び教員に給料の5%(管理 職手当受給者は4%)を支給			54,305 千円	270,173 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の 授業及び実習を担当する教員に 給料の5%(定時制通信教育手 当受給者は3%)を支給			50,112 千円	243,261 円
農林漁業普及指導 手当	普及指導員が現地において直 接農林漁業者に技術及び普及 指導を行ったときに支給 日額800円 (給料月額8%の範囲内)			7,839 千円	76,109 円
特定任期付職員業 績手当	特定任期付職員のうち、特に顕 著な業績を挙げたと認められる 職員に対し支給 給料月額に相当する額	同じ		713 千円	713,440 円

(5) 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	1,137,400 円	(1,210,000)円
	副 知 事	893,000 円	(950,000)円
報 酬	議 長	893,000 円	(950,000)円
	副 議 長	761,400 円	(810,000)円
	議 員	723,800 円	(770,000)円
期 末 手 当	知 事	(19年度支給割合)		
	副 知 事	3.35 月分		
退 職 手 当	議 長	(19年度支給割合)		
	副 議 長	3.35 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	121万円×在職月数×0.7	40,656,000	(任期毎)
		95万円×在職月数×0.5	22,800,000	(任期毎)

- (注) 1 厳しい財政状況を踏まえ、20年度は知事・副知事の給料、議長・副議長・議員の報酬をそれぞれ6%減額している。また、給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
19	609,718	121,148	227,114	37.2	32.9

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
19	21	90,110	14,977	38,854	143,941	6,854

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成20年3月31日現在の人数である。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
41.4 歳	356,403 円	530,052 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成19年度)		1,766 千円
(平成19年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.50 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%		
・管理職加算 10~20%		

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成20年4月1日現在)

退 職 手 当 の 基 本 額	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分		
(退職時特別昇給	なし)		
1人当たり平均支給額	- 千円	27,624 千円	

- (注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17~19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		2,394 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		108,831 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
和歌山市	3 %	10 人
和歌山市及び橋本市以外の県内	1 %	10 人
		一般行政職の制度(支給率)
		3 %
		0 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
和歌山市及び橋本市	3 %	3 %
和歌山市及び橋本市以外の県内	0 %	0 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

d 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		3 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		500 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)		22.7 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10m以上の危険箇所にて行う工業用水施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、または水道管の破裂等特別な危険の生じる恐れのあるずい道内において調査又は検査	① 日額300円 ② 日額500円
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した現場(工業用水道の取水口及びずい道)において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	日額800円
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	日額1,000円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	1,158 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	53 千円
支給実績(平成18年度決算)	1,149 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	55 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		3,618 千円	258,393 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅) 3,600円	異なる	2 自宅 2,500円	1,118 千円	79,886 円

通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通機関を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000～24,500円 (2) 四輪 2,000～44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000～ 24,500円	3,054 千円	152,687 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員(異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。) 23,000円+加算額(6,000～45,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100km以上の場合に加算)	同じ		203 千円	203,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		8 千円	2,812 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		3,041 千円	760,200 円

イ 土地造成事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
年度 19	1,953,960	▲1,227,614	14,533	0.7	0.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
年度 19	2	7,370	1,552	3,224	12,146	6,073

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成20年3月31日現在の人数である。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
38.5 歳	346,847 円	509,973 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成19年度)	
1,612 千円	
(平成19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.50 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%	
・管理職加算 10～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成20年4月1日現在)

退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分	
(退職時特別昇給		なし)	
1人当たり平均支給額		- 千円	- 千円

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		240 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		119,850 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	3 %	2 人	3 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
和歌山市及び橋本市	3 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

d 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		-	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-

e 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	67 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	34 千円
支給実績(平成18年度決算)	126 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	63 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		546 千円	273,000 円

住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員 (自宅) 3,600円	異なる	2 自宅 2,500円	367 千円	183,600 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000~24,500円 (2) 四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000~ 24,500円	190 千円	95,160 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		2 千円	1,662 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況 (平成20年4月1日現在)

区分	1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局	40	9:00	17:45	12:00～12:45
教育委員会	40	9:00	17:45	12:00～12:45
警察本部	40	9:00	18:00	12:00～13:00

(2) 一般職員の勤務時間の運用状況 (平成20年4月1日現在)

ア 時差通勤制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

イ フレックスタイム制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

ウ 育児・介護のための早出・遅出勤務の実施状況

知事部局	○	教育委員会	○	警察本部	○
------	---	-------	---	------	---

(3) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 (平成19年1月1日～平成19年12月31日)

区分	総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
知事部局	124,995.9日	36,245.0日	3,199人	11.3日	29.0%
教育委員会	134,195日	39,535日	3,454人	11.5日	29.5%
警察本部	91,266日	14,145.5日	2,323人	6.1日	15.5%

(注) 教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含まない。

(4) 特別休暇の導入状況

(平成20年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 証人・参考人等出頭	必要と認められる期間
3 骨髄移植	必要と認められる期間
4 ボランティア	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
7 妊娠障害(つわり)	7日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じ付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)の日から産後8週間を経過する日までの期間
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各45分以内
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日以内
15 職員の子の婚礼	1日
16 法事等	慣習上最小限度必要と認められる期間
17 忌引き	配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
18 夏季	原則、連続する3日の範囲内の期間
19 永年勤続	連続する3日の範囲内の期間
20 感染症等	必要と認められる期間
21 天災被害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
22 出勤困難	必要と認められる期間

(5) 介護休暇の取得者数 (平成19年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者数(職員との続柄別)									
			計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他	
知事部局	男性職員	0	0									
	女性職員	4	4		2	2						
	計	4	4	0	2	2	0	0	0	0	0	
教育委員会	男性職員	6	6	2	3	1						
	女性職員	56	56	8	30	12	1		4	1		
	計	62	62	10	33	13	1	0	4	1	0	
警察本部	男性職員	0	0									
	女性職員	0	0									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(19年度)

(単位:人)

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
処分事由・任命権者							
(1)勤務成績が良くない場合	知事部局					0	
	教育委員会					0	
	警察本部					0	
	小計	0	0			0	
(2)心身の故障の場合	知事部局			57		57	
	教育委員会			92		92	
	警察本部			42		42	
	小計	0	0	191		191	
(3)職に必要な適格性を欠く場合	知事部局					0	
	教育委員会					0	
	警察本部					0	
	小計	0	0			0	
(4)職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合	知事部局					0	
	教育委員会					0	
	警察本部					0	
	小計	0	0			0	
(5)刑事事件に関し起訴された場合	知事部局					0	
	教育委員会			1		1	
	警察本部					0	
	小計			1		1	
(6)条例で定める事由による場合	知事部局					0	
	教育委員会					0	
	警察本部					0	
	小計			0	0	0	
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	0	57	0	57	
	教育委員会	0	0	93	0	93	
	警察本部	0	0	42	0	42	
	合計	0	0	192	0	192	
(8)地公法第28条第4項により失職した者	知事部局						0
	教育委員会						0
	警察本部						0
	小計						0
(9)地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	知事部局						0
	教育委員会						0
	警察本部						0
	小計						0

(注)同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合、その数を重複して計上している。

(2)懲戒処分者数(19年度)

(単位:人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由・任命権者						
(1)給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	知事部局					0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(2)一般服務違反関係(信用 失墜行為・欠勤・勤務態度 の不良等)	知事部局	1	1			2
	教育委員会	1			1	2
	警察本部	1				1
	小計	3	1	0	1	5
(3)一般非行関係(金銭・異性 関係等の非行等)	知事部局	1		1		2
	教育委員会					0
	警察本部				1	1
	小計	1	0	1	1	3
(4)収賄等関係	知事部局				1	1
	教育委員会				1	1
	警察本部					0
	小計	0	0	0	2	2
(5)道路交通法違反	知事部局					0
	教育委員会				1	1
	警察本部				1	1
	小計	0	0	0	2	2
(6)監督責任	知事部局					0
	教育委員会	2				2
	警察本部					0
	小計	2	0	0	0	2
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	2	1	1	1	5
	教育委員会	3	0	0	3	6
	警察本部	1	0	0	2	3
	合計	6	1	1	6	14

(注)同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合、その数を重複して計上している。

5 職員のサービスの状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得者数 (平成19年度) (単位:人)

区分	性別等	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数	平成19年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員				育休取得率
					育児休業 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	
知事部局	男性職員				27				0.0%
	女性職員	24		4	25	24			96.0%
	計	24	0	4	52	24	0	0	46.2%
		35	0	0					
教育委員会	男性職員	3			129	2			1.6%
	女性職員	109			109	109			100.0%
	計	112	0	0	238	111	0	0	46.6%
		153	0	0					
警察本部	男性職員				96				0.0%
	女性職員	13			11	10			90.9%
	計	13	0	0	107	10	0	0	9.3%
		14	0	0					

(注) 「育児休業取得者数」「部分休業取得者数」「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成19年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成18年度以前から平成19年度にかけて引き続いての者の数を計上。

(2) 育児短時間勤務の取得者数等 (19年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員) (単位:人)

区分	性別等	取得者数	勤務形態					
			1日当たり4時間	1日当たり5時間	週3日	週2日半	その他	
知事部局	男性職員							
	女性職員							
	計	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員							
	女性職員	1	1					
	計	1	1	0	0	0	0	0
警察本部	男性職員							
	女性職員							
	計	0	0	0	0	0	0	0

(3) 修学部分休業の実施状況

(平成19年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(4) 高齢者部分休業の実施状況

(平成19年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(5) 自己啓発等休業の実施状況

(平成19年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修状況 (平成19年度)

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考
一般研修	新規採用職員研修(前期、中期、後期)	知事部局職員(新規採用職員)	1	13	87	
	中堅職員研修	知事部局職員(採用後5年目の者)	2	2	68	
	新任主査研修	知事部局職員(新任係長級)	3	2	126	
	新任課長補佐研修	知事部局職員(新任課長補佐級)	3	2	142	
	新任管理者研修	知事部局職員(新任管理者)	2	2	95	
	新任所属長研修	知事部局職員(新任所属長)	1	2	54	
	教育委員会事務局等職員研修	教育委員会職員(事務局等新採職員)	1	2	39	
	県教育庁等職树人権研修	教育委員会職員(事務局等職員)	1	1	427	
	初任科	警察本部職員(新採警察官A)	2	361	81	
	初任科	警察本部職員(新採警察官B)	1	304	33	
	一般職員初任科	警察本部職員(新採一般職員)	2	56	17	
	初任補修科	警察本部職員(採用時教養警察官A)	2	121	56	
	初任補修科	警察本部職員(採用時教養警察官B)	1	82	27	
	幹部研修	警察本部職員(警部以上)	1	1	109	
	人権研修	警察本部職員(警部補以下)	2	1	200	
特別研修	実践的問題解決研修	知事部局職員(係長級昇任前の職員等)	2	2	43	
	公共マーケティング研修		2	2	60	
	企画力向上研修	知事部局職員(課長補佐級昇任前の職員等)	2	2	35	
	ファンリテーター養成研修		2	2	75	
	政策形成能力開発研修	知事部局職員(係長級昇任前の職員、課長補佐級昇任前の職員等)	2	2	33	
	政策形成能力向上研修		1	2	9	
	話し方講座		2	2	54	
	交渉力強化研修		2	2	62	
	ロジカルコミュニケーション研修		1	2	36	
	プレゼンテーション研修		2	2	58	
	住民との対話能力向上研修		2	2	32	
	民法講座(基礎)		2	3	89	
	民法講座(演習)	知事部局職員(全職員)	1	2	22	
	行政法講座(基礎)		2	2	82	
	行政法講座(演習)		1	2	13	
	条例研究講座		1	2	39	
	地方自治法講座		2	2	120	
	統計分析講座		3	2	114	
	契約実務講座		2	2	102	
	簿記・企業会計研修		2	2	132	
	目標による管理研修		2	2	40	
	リスクマネジメント研修		3	2	72	
	カウンセリングマインド研修	知事部局職員(課長補佐級以上の職員等)	2	2	79	
	職場風土革新研修		1	2	32	
	変革リーダー養成研修		1	2	19	
	行政サービス向上研修		2	1	70	
	CS(住民満足度)向上研修		2	2	57	
	NPOとの協働研修		2	2	56	
	キャプテンシップ研修	知事部局職員(全職員)	1	2	19	
	タイムマネジメント研修		1	2	31	
民間体験研修		1	4	4		
NPOとの協働体験研修		1	5	7		
職場研修委員研修	知事部局職員(新たに職場研修委員に任命された者)	2	2	83		
現業技能員選考対象者研修	知事部局職員(現業技能員)	1	1	2		
新規採用職員指導者研修	知事部局職員(新規採用職員指導者に任命された者)	2	1	78		
育児休業者職場復帰サポート研修	知事部局職員(育児休業職場復帰者)	1	1	12		
セミナー	法務セミナー		1	1	64	
	オープンセミナー	知事部局職員(全職員)	4	1	613	
	職場接遇向上セミナー		1	1	30	
	女性職員ステップアップセミナー	知事部局職員(課長補佐級以下の女性職員)	1	1	29	
	職場研修指導者セミナー	知事部局職員(職場研修委員)	5	1	291	
人権・同和特別研修指導責任者セミナー	知事部局職員(職場研修委員、振興局人権担当職員等)	1	1	94		

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考	
基本研修	教育経営研修講座	教育委員会職員(管理職(校長・教頭))	2	4	133		
	新任教務主任研修	教育委員会職員(新任教務主任)	1	2	93		
	初任者研修	教育委員会職員(新規採用教員)	1	21	166		
	初任者研修(宿泊研修)		1	2	166		
	5年経験者研修	教育委員会職員(5年経験者教員)	1	7	82		
	10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者教員)	1	18	106		
	特殊学級担当教員研修	教育委員会職員(特殊教育新任担当教員)	1	5	47		
	新規採用養護教員研修	教育委員会職員(新規採用養護教員)	1	12	5		
	養護教員10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者養護教員)	1	10	9		
	新規採用栄養職員研修	教育委員会職員(新規採用栄養職員)	1	12	1		
	栄養職員経験者研修	教育委員会職員(栄養職員経験者)	1	10	10		
	新規採用栄養教諭研修	教育委員会職員(新規採用栄養教諭)	1	8	3		
専門研修	国語教育研修講座	教育委員会職員(教員)	2	2	92		
	社会科教育研修講座		2	2	49		
	算数・数学教育研修講座		2	2	54		
	理科教育研修講座		4	4	60		
	理科自然観察研修講座		2	2	50		
	高等学校助手(理科)研修講座		教育委員会職員(理科助手)	1	1	9	
	音楽科教育研修講座		教育委員会職員(教員)	2	1	45	
	英語科教育研修講座			2	5	50	
	英語科教育研修講座(集中研修)			1	7	87	
	技術・家庭科教育研修講座			1	1	17	
	電子顕微鏡活用研修講座			1	1	8	
	四季の星座研修講座			2	1	45	
	環境・防災教育研修講座	2		1	102		
	ふるさと和歌山発見研修講座	1		1	22		
	「総合的な学習の時間」研修講座	1		1	69		
	道徳教育研修講座	1		1	99		
	生徒指導研修講座	2		1	144		
	人権教育研修講座	1		1	53		
	へき地・複式教育研修講座	2		1	41		
	学校における危機管理研修講座	1		1	43		
	いのちの教育研修講座	1		1	58		
	グループアプローチ研修講座	2		1	47		
	マネジメント系研修講座	1		1	12		
	現代的教育課題研修講座	1		1	123		
	授業力向上研修講座	1		1	68		
	国語力向上研修講座	1		1	80		
	特別支援教育研修講座	4		1	341		
	知的障害児・肢体不自由児、病虚弱児、視覚障害児、聴覚障害児教育研修講座	9		9	860		
	特別支援学級担当教員研修	1		10	56		
	事務職員研修	教育委員会職員(事務職員)		8	8	255	
	管理職のための教育相談研修	教育委員会職員(校長・教頭)	2	1	43		
	管理職のための情報活用研修講座		1	1	15		
	警部補任用科	警察本部職員(昇任予定の巡査部長)	1	12	22		
	巡査部長任用科	警察本部職員(昇任予定の巡査長)	1	12	25		
	主任任用科	警察本部職員(昇任予定の職員)	1	12	6		
	捜査及び鑑識専務員任用科	警察本部職員(刑事警察任用予定者)	1	24	19		
交通任用科	警察本部職員(交通警察任用予定者)	1	5	15			
警備任用科	警察本部職員(警備警察任用予定者)	1	5	9			
生活安全捜査専科	警察本部職員(警部補以下の警察官)	1	12	15			
鑑識専科		1	9	18			
職務質問専科		1	10	10			
警護専科		1	5	13			
検視実務専科		1	5	14			
緊急自動車運転技能者専科		1	18	5			
交通実務専科		1	12	16			
特殊犯捜査専科		1	10	14			
看守任用専科		1	10	21			
地域実務専科		1	5	16			
術科指導者(逮捕)専科		1	5	16			

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考
専門研修	緊急二輪専科	警察本部職員(警部補以下の警察官)	1	16	8	
	組織犯罪捜査専科		1	5	16	
	遺失物法行政実務専科		1	5	14	
	情報管理専科		1	5	12	
	サイバー犯罪捜査対策専科		1	5	16	
	救急法指導者専科		1	5	19	
	警察安全相談・被害者対策専科		1	5	14	
	総合実務専科		4	12	52	
情報教育	学校経営に係る情報教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	15	
	教育研究に係る研修講座		2	10	135	
	学習評価に係る情報教育研修講座		1	1	30	
	学習指導に係る情報教育研修講座		4	1	176	
	専門性向上に係る情報教育研修講座		1	1	19	
	操作技能向上に係る情報教育研修講座		1	1	30	
	教育の情報化に係る情報教育研修講座		3	5	192	
	カリキュラム開発推進事業(研修会)	2	9	18		
教育相談	地方教育相談推進研修会	教育委員会職員(教員)	1	7	8	
	教育相談主事等派遣事業等に係る研修		212	1	3,723	
	教育相談研修基礎講座		4	1	241	
	教育相談研修応用研修		1	4	30	
長期研修	長期研修員研修	教育委員会職員(選考された職員)	1	1年	13	
	教員の長期社会体験研修		1	6月	8	
	教員の長期社会体験研修		1	1年	6	
合計					13,520	

(2) 勤務成績の評定状況

(平成19年度)

区分	勤務成績の評定の概要																					
被評価者及び評価者	被評価者	第1次評価者	第2次評価者																			
	部長級職員	本庁の部長等	—																			
	次長級職員(本庁・出先)	本庁の部長等	—																			
	“(振興局)	振興局長	—																			
	課長級 所属長職員(本庁・出先)	本庁の局長等	本庁の部長等																			
	“(振興局)	振興局長	—																			
	課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く	所属長	本庁の局長等																			
	“(振興局)※所属長職員を除く	振興局の部長等	振興局長																			
	課長補佐級以下及び現業職員(本庁)	副課長等	所属長																			
“(出先)	次長等 ※管理職手当受給者	—																				
“(振興局)	副部長等	—																				
※ 課長級職員には、管理職手当を受給している課長補佐級職員を含む。																						
評価の構成	① 職務行動評価 被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要なとされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価（「能力」を評価） ② 役割達成度評価 被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価（「実績」を評価）																					
知事部局	① 職務行動評価 <table border="1" data-bbox="560 925 1410 1296"> <tr> <td>部次長級</td> <td>仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> </table> ② 役割達成度評価 <table border="1" data-bbox="560 1355 1410 1559"> <tr> <td>部次長級</td> <td rowspan="6">勤務実績(目標に対する達成度)</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> </tr> </table>			部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率	課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方	一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)	課長級	課長補佐級	係長級	一般職員	現業職員
部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率																					
課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																					
課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																					
係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方																					
一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																					
現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																					
部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)																					
課長級																						
課長補佐級																						
係長級																						
一般職員																						
現業職員																						
評価方法	① 職務行動評価 5段階による絶対評価 ② 役割達成度評価 点数による絶対評価																					
自己評価の有無	① 職務行動評価 有り ② 役割達成度評価 “																					
評価基準日	① 職務行動評価 11月1日 ② 役割達成度評価 2月1日																					
評価対象期間	① 職務行動評価 4月1日から翌3月31日まで ② 役割達成度評価 “																					
評定結果の活用方法	① 職務行動評価 人材育成、任用・人事配置、分限及び給与の決定のための資料 ② 役割達成度評価 人材育成及び給与の決定のための資料																					

区分	勤務成績の評定の概要																																																														
教育委員会 被評価者及び評価者	① 勤務成績評定 (1) 教育庁 <table border="1" data-bbox="584 318 1414 622"> <thead> <tr> <th>対象職員</th> <th>第1次評定者</th> <th>第2次評定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長</td> <td>教育長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課室長(室は附置室の長)</td> <td>局長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副課室長</td> <td>課室長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育企画員(課長級)</td> <td>課長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>副課室長</td> <td>課室長</td> </tr> <tr> <td>文化情報室の職員</td> <td>文化情報室長</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>生涯学習支援班の職員</td> <td>副課長</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>教育指導室の職員</td> <td>教育指導室長</td> <td>課長</td> </tr> </tbody> </table> (2) 学校以外の教育機関 <table border="1" data-bbox="584 672 1414 945"> <thead> <tr> <th>対象職員</th> <th>第1次評定者</th> <th>第2次評定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所・館長</td> <td>局長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副所・館長</td> <td>所館長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育相談室長</td> <td>所長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>紀南図書館長</td> <td>館長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>副所・館長</td> <td>所・館長</td> </tr> <tr> <td>教育相談室の職員</td> <td>教育相談室長</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>紀南図書館の職員</td> <td>紀南図書館長</td> <td>館長</td> </tr> </tbody> </table> (3) 派遣職員 <table border="1" data-bbox="584 994 1414 1097"> <thead> <tr> <th>対象職員</th> <th>第1次評定者</th> <th>第2次評定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財センターの職員(教育企画員除く。)</td> <td>文化遺産課教育企画員</td> <td>文化遺産課長</td> </tr> <tr> <td>地域教育主事(派遣社会教育主事)</td> <td>生涯学習課長</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			対象職員	第1次評定者	第2次評定者	局長	教育長	—	課室長(室は附置室の長)	局長	教育長	副課室長	課室長	—	教育企画員(課長級)	課長	局長	上記以外の職員	副課室長	課室長	文化情報室の職員	文化情報室長	課長	生涯学習支援班の職員	副課長	課長	教育指導室の職員	教育指導室長	課長	対象職員	第1次評定者	第2次評定者	所・館長	局長	教育長	副所・館長	所館長	—	教育相談室長	所長	局長	紀南図書館長	館長	局長	上記以外の職員	副所・館長	所・館長	教育相談室の職員	教育相談室長	所長	紀南図書館の職員	紀南図書館長	館長	対象職員	第1次評定者	第2次評定者	文化財センターの職員(教育企画員除く。)	文化遺産課教育企画員	文化遺産課長	地域教育主事(派遣社会教育主事)	生涯学習課長	—
	対象職員	第1次評定者	第2次評定者																																																												
局長	教育長	—																																																													
課室長(室は附置室の長)	局長	教育長																																																													
副課室長	課室長	—																																																													
教育企画員(課長級)	課長	局長																																																													
上記以外の職員	副課室長	課室長																																																													
文化情報室の職員	文化情報室長	課長																																																													
生涯学習支援班の職員	副課長	課長																																																													
教育指導室の職員	教育指導室長	課長																																																													
対象職員	第1次評定者	第2次評定者																																																													
所・館長	局長	教育長																																																													
副所・館長	所館長	—																																																													
教育相談室長	所長	局長																																																													
紀南図書館長	館長	局長																																																													
上記以外の職員	副所・館長	所・館長																																																													
教育相談室の職員	教育相談室長	所長																																																													
紀南図書館の職員	紀南図書館長	館長																																																													
対象職員	第1次評定者	第2次評定者																																																													
文化財センターの職員(教育企画員除く。)	文化遺産課教育企画員	文化遺産課長																																																													
地域教育主事(派遣社会教育主事)	生涯学習課長	—																																																													
評価の構成	① 勤務成績評定 「知識・技術」・「判断力」等の評定要素別の評定基準に基づき評点を決定 ② 個人目標申告に基づく実績評価 個人目標申告は、職員が自ら職務上の目標を設定し、その達成状況を自己評価するとともに、第1次評価者及び第2次評価者が職員の業績を評価																																																														

区分	勤務成績の評定の概要														
教育委員会	評価要素	① 勤務成績評定 <table border="1" data-bbox="582 302 1412 660"> <tr> <td>局長、課室長、所・館長</td> <td>識見、判断力、構想力、育成力・統率力、折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td>副課室長、教育企画員(課長級)、副所・館長、教育相談室長、紀南図書館長、主幹</td> <td>知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td>指導主事、社会教育主事、教育相談主事</td> <td>知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td>係長級、一般職員</td> <td>知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td>注意力、熟練性、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> </table> ② 個人目標申告に基づく実績評価 業務達成に向けた過程における行動を、「積極性」「責任感」「協調性」「規律性」など意欲評価を中心に総合的に評価		局長、課室長、所・館長	識見、判断力、構想力、育成力・統率力、折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	副課室長、教育企画員(課長級)、副所・館長、教育相談室長、紀南図書館長、主幹	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	課長補佐級	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	指導主事、社会教育主事、教育相談主事	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	係長級、一般職員	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	現業職員	注意力、熟練性、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量
	局長、課室長、所・館長	識見、判断力、構想力、育成力・統率力、折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	副課室長、教育企画員(課長級)、副所・館長、教育相談室長、紀南図書館長、主幹	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	課長補佐級	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	指導主事、社会教育主事、教育相談主事	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	係長級、一般職員	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	現業職員	注意力、熟練性、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
評価方法	① 勤務成績評定 5段階による絶対評価 ② 個人目標申告に基づく実績評価 "														
自己評価の有無	① 勤務成績評定 有り ② 個人目標申告に基づく実績評価 "														
評価基準日	① 勤務成績評定 11月1日 ② 個人目標申告に基づく実績評価 1月31日														
評価対象期間	① 勤務成績評定 4月1日から翌3月31日まで ② 個人目標申告に基づく実績評価 "														
評価結果の活用方法	① 勤務成績評定 職員の意欲の向上や組織の活性化並びに人材育成及び適正配置のための資料 ② 個人目標申告に基づく実績評価 人材育成及び給与決定の資料														
県立学校	被評価者及び評価者	<table border="1" data-bbox="582 1198 1412 1310"> <thead> <tr> <th>対象職員</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>教育長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>校長</td> <td>教育長</td> </tr> </tbody> </table>		対象職員	第1次評価者	第2次評価者	校長	教育長	—	その他の職員	校長	教育長			
	対象職員	第1次評価者	第2次評価者												
	校長	教育長	—												
	その他の職員	校長	教育長												
	評価の構成	職務の状況及び勤務の状況等に基づき評定													
	評価要素	<table border="1" data-bbox="582 1433 1412 1534"> <tr> <td>校長</td> <td>教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等</td> </tr> </table>		校長	教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携	その他の職員	学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等								
	校長	教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携													
	その他の職員	学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等													
評価方法	3段階による絶対評価														
自己評価の有無	無し														
評価基準日	原則として9月1日														
評価対象期間	前年9月1日から8月31日まで														
評価結果の活用方法	効果的な学校運営を行うための基礎資料														

区分	勤務成績の評定の概要																				
警察本部	被評価者及び評価者	<table border="1" data-bbox="611 264 1299 551"> <thead> <tr> <th>被評定者</th> <th>第1次評定者</th> <th>第2次評定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参事官・所属長</td> <td>所管部長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>次席・管理官・副署長等</td> <td>所属長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>調査官・課長補佐・署課長等</td> <td>管理官等</td> <td>次席・副署長等</td> </tr> <tr> <td>係長・主任・係員</td> <td>担当補佐・署課長等</td> <td>管理官等</td> </tr> <tr> <td>初任科生</td> <td>担当教官</td> <td>校長補佐</td> </tr> </tbody> </table>		被評定者	第1次評定者	第2次評定者	参事官・所属長	所管部長	—	次席・管理官・副署長等	所属長	—	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等	初任科生	担当教官	校長補佐
	被評定者	第1次評定者	第2次評定者																		
	参事官・所属長	所管部長	—																		
	次席・管理官・副署長等	所属長	—																		
	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等																		
	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等																		
	初任科生	担当教官	校長補佐																		
評価の構成	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 勤務実績評定 被評定者の勤務実績について、基礎的能力、仕事の姿勢、業務処理能力に着眼して評定</p> <p>② 人物評定 被評定者の人物面について、社会面、活動面、精神面等に着眼して評定</p> <p>【初任科生】</p> <p>① 学術評価 被評定者の学術について、学科、術科成績に基づき評定</p> <p>② 操行評価 被評定者の操行について、生活面、功労面等に着眼して評定</p>																				
評価要素	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 勤務実績評定 実行力、折衝力、責任感、積極性、正確性、迅速性等</p> <p>② 人物評定 誠実・実直、信望、忍耐力、は気、ち密、向上心等</p> <p>【初任科生】</p> <p>① 学術評価 学科、術科各科目の成績</p> <p>② 操行評価 責任感、積極性、規律等</p>																				
評価方法	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】 勤務実績評定、人物評定を総合して5段階による絶対評価</p> <p>【初任科生】 学術評価、操行評価を総合して5段階による絶対評価</p>																				
自己評価の有無	有り																				
評価基準日	年間評定 12月31日 半期評定 6月1日、12月1日																				
評価期間	年間評定 1月1日から12月31日まで 半期評定 12月2日から翌年6月1日まで、6月2日から12月1日まで 特別評定(初任科生) 初任教養期間中																				
評価結果の活用方法	昇任、降任及び転任等の人事異動 表彰、懲戒及び分限 昇給及び勤勉手当 指導教養及び監督																				

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)公務災害・通勤災害の認定件数

(平成19年度)

区分	件数	区分	件数	区分	件数
公務災害	129	通勤災害	6	合計	135
内訳	知事部局	21	内訳	知事部局	24
	教育委員会	40		教育委員会	41
	警察本部	68		警察本部	70

(2)健康診断実施状況

(平成19年度)

健康診断名	受診対象者	受診者数		
		知事部局	教育委員会	警察本部
定期健康診断	全職員	3,949	3,942	2,506
電離放射線業務健康診断	放射線業務に従事する職員	20	—	—
ボイラー業務健康診断	ボイラー業務に従事する職員	4	—	—
農業業務健康診断	農業取扱業務に従事する職員	174	—	—
有機溶剤等業務健康診断	有機溶剤等取扱業務に従事する職員	59	—	10
振動業務健康診断	振動工具取扱業務に従事する職員	105	—	—
家畜疾病等取扱業務健康診断	動物の負傷・疾病等取扱業務に従事する職員	80	—	—
介護業務健康診断(腰痛検査)	県こども・障害者相談センターにおいて障害者を介護する職員のうち希望者、特別支援学校教職員のうち希望者	5	81	—
給食業務健康診断	給食業務従事者	—	76	6
VDT作業健康診断	VDT作業に従事する職員(教育委員会は学校の教職員を除く。)	3,877	340	2,435
B型肝炎検査	血液取扱業務従事者のうち希望者、特別支援学校教職員のうち希望者	9	1,053	55
乗船業務健康診断	乗船業務に従事する職員	16	—	—
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	96	—	609
高気圧作業健康診断	高気圧作業に従事する職員(機動隊アケラング隊員)	—	—	29
結核健診	医療関係者で結核患者と直接接する機会のある職員	2	—	—
特定化学物質等取扱業務健康診断	特定化学物質取扱業務に従事する職員	21	—	—

(3)(財)和歌山県職員互助会・(財)和歌山県教育互助会・(財)和歌山県警察共助会の状況

(平成19年度)

	(財)和歌山県職員互助会	(財)和歌山県教育互助会	(財)和歌山県警察共助会
会員数	5,349人	10,178人	2,532人
掛金	174,546千円	476,818千円	85,160千円
掛金率	(給料)×8/1000	(給料)×10/1000	(給料+扶養手当)×8/1000
補助金	0千円	0千円	0千円

(注) 各互助会に対する補助金については、平成18年度から廃止した。

8 その他知事が必要と認めらる事項

定年退職者・勲奨退職者の再就職者数

(平成19年度) (単位:人)

区分 職種	平成18年度 退職者数 a	a のうち再就職者数										再就職しない 者又は不明で ある者 n		
		合計		県に再就職した者					県以外に再就職した者					
		b	c 再任用職員 (常時勤務)	d 再任用職員 (短時間勤 務)	e 非常勤職員	f 臨時職員	g その他	h 他の地方公共団体 うち再任用職員	i	j 外郭団体	k 非営利団体 (外郭団体除 く。)		l 営利企業 (外郭団体除 く。)	m 自営業
一般行政職	162	87		29	4			3	1	32	9	9	75	
研究職	1	9		4						1	2	2	2	
医療職	12	6		3			2			1			6	
技能労務職	25	9		4	2				2			1	16	
教職	331	39	4		9		16				2	8	292	
警察職	62	41		3	14		3			12	9		21	
合計	603	191	4	43	20	9	0	24	3	46	22	20	412	

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況(平成19年度)

ア 採用試験

(7) 試験の名称 I種(大学卒業程度)試験

- a 受験資格 (a) 昭和47年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人
 (b) 昭和61年4月2日以降に生まれた人で大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成20年3月末日までに卒業見込みの人
 (c) 人事委員会が(b)に該当する人と同等の資格があると認める人

b 第1次試験

実施日: 平成19年6月24日(日)

場所: 和歌山会場
 県立向陽高等学校
 田辺会場
 県立田辺高等学校

c 最終試験

実施日: 平成19年7月31日(火)

場所: 県民文化会館
 経済センター

平成19年8月3日(金)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般行政職	808	604	78	39	15.5
学校事務職	98	80	7	3	26.7
警察事務職	188	150	24	12	12.5
総合土木職	73	54	22	11	4.9
建築職	29	23	10	5	4.6
電気職	38	26	7	3	8.7
機械職	17	12	3	1	12.0
化学職A	40	32	7	3	10.7
化学職B	15	12	3	1	12.0
農学職	65	47	16	8	5.9
林学職	51	36	17	8	4.5
水産職	29	16	5	2	8.0
合計	1,451	1,092	199	96	11.4

試験区分のうち、化学職Aは勤務場所が主に知事部局となり、化学職Bは勤務場所が警察本部及び警察署等になります。

(イ) 試験の名称 II種(短大卒業程度)試験

- a 受験資格 昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人
 ただし、学歴制限あり

b 第1次試験

実施日: 平成19年9月23日(日)

場所: 和歌山会場
 県立星林高等学校
 田辺会場
 県立田辺工業高等学校

c 最終試験

実施日: 平成19年10月23日(火)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
土木職	10	9	3	1	9.0

(ウ) 試験の名称 Ⅲ種(高校卒業程度)試験

a 受験資格 昭和58年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人
ただし、学歴制限あり

b 第1次試験

実施日：平成19年9月23日(日)

場所：和歌山会場

県立星林高等学校

田辺会場

県立田辺工業高等学校

新宮会場

県立新宮高等学校

c 最終試験

実施日：平成19年10月23日(火)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務	110	86	10	5	17.2
学校事務	75	65	10	5	13.0
警察事務	57	44	12	6	7.3
土木	5	4	3	1	4.0
農業	5	5	3	1	5.0
合計	252	204	38	18	11.3

(I) 試験の名称 警察官A

a 受験資格 昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人

(a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成20年3月末日までに卒業見込みの人

(b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人
※男性武道枠は別途資格要件あり

b 第1次試験

実施日：平成19年5月13日(日)

場所：和歌山会場

県立和歌山商業高等学校

田辺会場

県立神島高等学校

c 第2次試験

実施日：平成19年6月11日(月)

場所：県民文化会館

}

県立体育館

平成19年6月14日(木)

県体力開発センター

d 最終試験

実施日：平成19年7月18日(水)

場所：県民文化会館

}

平成19年7月19日(木)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官A 男性一般	394	344	251	156	120	2.9
警察官A 女性一般	53	44	25	14	7	6.3
警察官A 男性武道(柔道)	1	1	1	1	1	1.0
警察官A 男性武道(剣道)	1	1	1	1	1	1.0
合計	449	390	278	172	129	3.0

(オ) 試験の名称 警察官B

- a 受験資格 昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人
ただし、次の人は除く。
(a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成20年3月末日までに卒業見込みの人
(b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人

b 第1次試験

実施日: 平成19年9月16日(日) 場所: 和歌山会場
県立和歌山工業高等学校
田辺会場
県立神島高等学校

c 第2次試験

実施日: 平成19年10月16日(火) 場所: 県民文化会館
和歌山ビッグ愛
平成19年10月18日(木) 和歌山ビッグホエール

d 最終試験

実施日: 平成19年11月20日(火) 場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官B 男性一般	296	243	165	94	47	5.2
警察官B 女性一般	38	30	13	7	3	10.0
合計	334	273	178	101	50	5.5

(カ) 試験の名称 第1回育休任期付職員(Ⅲ種相当)

- a 受験資格 昭和26年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人

b 第1次試験

実施日: 平成19年8月25日(土) 場所: 和歌山会場
県民文化会館
田辺会場
西牟婁振興局

c 最終試験

実施日: 平成19年9月7日(金) 場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務・和歌山	26	25	16	8	3.1
一般事務・西牟婁	3	2	2	2	1.0
一般事務・東牟婁	5	5	4	2	2.5
合計	34	32	22	12	2.7

試験区分のうち「和歌山」、「西牟婁」及び「東牟婁」の勤務地の範囲は次のとおりです。

- (a) 和歌山: 和歌山市、海南市、海草郡
(b) 西牟婁: 田辺市、西牟婁郡
(c) 東牟婁: 新宮市、東牟婁郡

(キ) 試験の名称 第2回育休任期付職員(Ⅲ種相当)

- a 受験資格 平成2年4月1日までに生まれた人

b 第1次試験

実施日: 平成20年2月2日(土) 場所: 和歌山会場

県民文化会館
新宮会場
東牟婁振興局

c 最終試験

実施日：平成20年2月20日(水)

場所： 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務・和歌山	18	18	7	3	6.0
一般事務・紀北	3	3	3	1	3.0
土木・和歌山	2	2	2	1	2.0
農業・和歌山	3	2	1	1	2.0
学校事務・和歌山	8	6	3	1	6.0
合計	34	31	16	7	4.4

試験区分のうち「和歌山」及び「紀北」の勤務地の範囲は次のとおりです。

(a) 和歌山：和歌山市、海南市、海草郡

(b) 紀北：橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡

イ 昇任試験

試験の名称 警察官(警部・警部補・巡査部長)昇任試験

(一般)

種別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警部	120	18	6.7
警部補	196	46	4.3
巡査部長	419	63	6.7

(専門)

種別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警部	5	4	1.3
警部補	—	—	—
巡査部長	—	—	—

(2) 選考の状況(平成19年度)

ア 採用選考の状況

(ア) 公募選考試験の状況

a 試験の名称 獣医師、薬剤師及び保健師採用選考試験(Ⅰ種試験と同日実施)

(a) 受験資格 昭和43年4月2日以降に生まれた人
(獣医師、薬剤師及び保健師とも定められた免許取得者又は平成20年春季までに免許取得見込みの人)

(b) 第1次試験

実施日: 平成19年6月24日(日) 場所: 和歌山会場
県立向陽高等学校
田辺会場
県立田辺高等学校

(c) 最終試験

実施日: 平成19年7月31日(火) 場所: 県民文化会館
経済センター
平成19年8月3日(金)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
獣 医 師	4	3	3	2	1.5
薬 剤 師	22	18	5	2	9.0
保 健 師	23	17	4	1	17.0

b 試験の名称 資格免許職等職員採用選考試験(Ⅱ種・Ⅲ種試験と同日実施)

「臨床検査技師、学校栄養職員」

(a) 受験資格 ・臨床検査技師: 昭和43年4月2日以降に生まれた人
・学校栄養職員: 昭和43年4月2日以降に生まれた人
(臨床検査技師、学校栄養職員とも定められた免許取得者又は平成20年春季までに免許取得見込みの人)

(b) 第1次試験

実施日: 平成19年9月23日(日) 場所: 和歌山会場
県立星林高等学校
田辺会場
県立田辺工業高等学校

(c) 最終試験

実施日: 平成19年10月23日(火) 場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
臨 床 検 査 技 師	21	20	8	3	6.7
学 校 栄 養 職 員	119	102	16	8	12.8

c 試験の名称 工業技術センター研究員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和48年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人

(b) 第1次試験

実施日: 平成19年7月31日(火) 場所: 工業技術センター

(c) 最終試験

実施日: 平成19年9月7日(金) 場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
試験研究員(食品技術系)	19	8	3	1	8.0
試験研究員(化学分析技術系)	12	5	3	1	5.0

d 試験の名称 情報処理員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和43年4月2日以降から昭和61年4月1日までに生まれた人
企業、団体等において情報システム開発等の実務経験を有する人

(b) 第1次試験

実施日：平成19年11月11日(日) 場所：県民文化会館

(c) 最終試験

実施日：平成19年12月17日(月) 場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
情報処理員	65	56	5	2	28.0

e 試験の名称 臨床心理士、精神保健相談員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和43年4月2日以降に生まれた人
(定められた資格取得者)

(b) 第1次試験

実施日：平成19年11月25日(日) 場所：県民文化会館

(c) 最終試験

実施日：平成19年12月17日(月) 場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
臨床心理士	14	12	3	1	12.0
精神保健相談員	11	8	5	2	4.0

f 試験の名称 県立こころの医療センター看護師採用選考試験

(a) 受験資格 看護師免許を有する人又は平成20年春季までに免許取得見込みの人

(b) 試験日

日時：平成20年2月2日(土) 場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	最終合格者数	競争倍率
看護師	22	20	3	6.7

g 試験の名称 専任教員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和38年4月2日以降に生まれた人
(定められた免許取得者又は平成20年3月末日までに免許取得見込みの人)

(b) 第1次試験

実施日：平成20年2月3日(日) 場所：県民文化会館

(c) 最終試験

実施日：平成20年2月20日(水) 場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
専任教員	2	2	2	2	1.0

h 試験の名称 獣医師採用選考試験

(a) 受験資格 昭和43年4月2日以降に生まれた人
(定められた免許取得者又は平成20年春季までに免許取得見込みの人)

(b) 試験日

日時：平成20年2月9日(土) 場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	最終合格者数	競争倍率
獣医師	2	1	1	1.0

i 試験の名称 文化財専門員(埋蔵)育休任期付職員採用選考試験

(a) 受験資格 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、考古学を専修する学科又は専攻を修めて卒業した人

(b) 第1次試験

実施日：平成20年2月2日(土)

場所：ホテルアバローム紀の国

(c) 最終試験

実施日：平成20年2月20日(水)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
文化財専門員	6	3	3	2	1.5

j 試験の名称 第1回育休任期付職員採用選考試験(資格免許職)

(a) 受験資格

昭和26年4月2日以降に生まれた人
ただし、社会福祉は昭和60年4月1日までに生まれた人
(試験区分ごとに定められた資格取得者)

(b) 第1次試験

実施日：平成19年8月25日(土)

場所：和歌山会場
県民文化会館
田辺会場
西牟婁振興局

(c) 最終試験

実施日：平成19年9月7日(金)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉	2	1	1	1	1.0
栄養士	1	0	-	-	-
保健師・紀北	1	1	1	1	1.0
保健師・紀中	1	0	-	-	-
看護師	2	2	2	2	1.0
合計	7	4	4	4	1.0

k 試験の名称 第2回育休等任期付職員採用選考試験(資格免許職)

(a) 受験資格

平成2年4月1日までに生まれた人
(試験区分ごとに定められた資格取得者)

(b) 第1次試験

実施日：平成20年2月2日(土)

場所：和歌山会場
県民文化会館
新宮会場
東牟婁振興局

(c) 最終試験

実施日：平成20年2月20日(水)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉	2	2	2	1	2.0
栄養士	1	1	1	0	-
保健師・紀中	2	1	1	1	1.0
保健師・東牟婁	0	-	-	-	-
看護師	0	-	-	-	-
学校栄養職員・和歌山	6	5	3	1	5.0
合計	11	9	7	3	3.0

(イ) その他の選考の状況

職 任命権者	部長	次長	課長	課長補佐	係長	吏員	その他	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查長	巡查	現業職	計
	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職									
知事	2	2	5	6	9	21	4								49
教育委員会		1	2	11	3	1									18
警察本部長					3	2		4	6	8	7		3		33
合計	2	3	7	17	15	24	4	4	6	8	7	0	3	0	100

イ 昇任選考の状況

職 任命権者	一般職					警察官					現業職	計	
	部長	次長	課長	課長補佐	係長	警視正	警視	警部	警部補	巡查部長	吏員		
	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職								
知事	7	21	84	109	143								364
教育委員会		4	17	55	24								100
県議会議長		1	1		1								3
代表監査委員	1		2										3
人事委員会					1								1
警察本部長			2	2	6		21	45	49	24			149
合計	8	26	106	166	175	0	21	45	49	24	0		620

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成19年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

給与等に関する報告及び勧告のポイント

- 月例給については、県職員給与が民間給与を下回っている（0.19％）ため、
 - ・ 初任給を中心に若年層に限定した給料月額引上げ
 - ・ 子等に係る扶養手当の引上げ（6,000円→6,500円）
 - ・ 特別区在勤者に係る地域手当の支給割合のさかのぼり改定（14%→14.5%）
[月例給は7年ぶりの引上げ]
- 期末・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合が県職員の支給実績を上回っているため、0.05月分引上げ（4.45月分→4.50月分）

ア 県職員給与

県職員の代表的な職種である行政職給料表適用職員の給与等の実態は次のとおりです。なお、県職員の給与は、職員の給与に関する条例等の特例措置により、平成19年4月から平成20年3月までの間、給料の減額（管理職員2%、一般職員1%）が行われており、平成19年4月に実際に支払われた県職員の給与額は、「減額後」の額です。

県職員給与等（平成19年4月分）

区分	職員数	平均年齢	給与月額	
			減額前	減額後
行政職	4,065人	43.0歳	390,240円	386,022円

※ 全職員（職員数 15,788人 平均年齢 44.7歳 給与月額 417,217円（減額前）、412,951円（減額後））

イ 民間給与と県職員給与との比較

前記アのとおり、県職員の給与は特例措置による減額が行われていますが、この措置が本県の厳しい財政状況によりとられている時限的な措置であるということを考慮して、県職員の給与を検討するに当たっては、減額前の県職員の給与を基に民間給与との比較を行いました。

(ア) 民間給与と県職員給与との公民較差（平成19年4月分）

民間の給与	職員の給与	較差
390,974円	390,240円	734円（0.19%）

※ 減額後の職員の給与 386,022円（較差 4,952円、1.28%）

(イ) 民間の特別給（ボーナス）の支給割合（平成18年8月～平成19年7月）

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数	差
4.50月分	4.45月分	0.05月分

ウ 平成19年の給与改定の内容

以上の調査の結果を踏まえた平成19年の給与改定の内容は、次のとおりです。

(ア) 給料表

給料表については、初任給を中心に若年層に限定した引上げ改定

(イ) 諸手当

- a 扶養手当については、配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,500円に改定
- b 地域手当については、特別区に在勤する職員について、人事院勧告の改定内容に準じて改定
- c 期末・勤勉手当については、支給月数を0.05月分引上げ改定。なお、その支給月数の引上げ分は、勤勉手当に割り振ることとし、平成19年度については12月期に、平成20年度以降については6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
19年度 期末手当	1.4 月（支給済み）	1.6 月（改定なし）
勤勉手当	0.725月（支給済み）	0.775月（現行0.725月）
20年度 期末手当	1.4 月	1.6 月
以降 勤勉手当	0.75月	0.75月

(ウ) 改定の実施時期

平成19年4月1日（(イ)のc中、本年度の勤勉手当の引上げについては平成19年12月1日、平成20年度以降の勤勉手当の引上げについては平成20年4月1日）

[参考] 勧告により改定した場合の職員の給与額

①給与月額

区分	改定前	改定後	改定額	改定率
行政職	390,240円	390,896円	656円	0.17%

※改定前給与及び改定後給与の額は、減額前の給与月額である。

②年間給与額（試算）

行政職

約31,000円（0.5%）の増加（改定前6,435千円→改定後6,466千円）

※月例給の引上げ改定及び勤勉手当の0.05月分増額の影響である。

エ 公務運営の改善

公務運営の改善に向けて検討すべき事項及び今後の課題として、次の事項について報告しました。

(ア) 能力・実績に基づく人事管理

a 人事評価制度の充実

評価制度が職員の能力向上を図る有効な手段であることを評価者に十分周知すること

が必要であり、また、評価者は、職員の評価結果を基に、日常業務等を通じて積極的に職員を育成し、必要に応じて職員に各種研修を受講させるなど、平生から組織全体の力を高めるよう努めていく必要があること。

b 女性職員の登用

性別にとらわれることなく、個人の能力や適性に応じた人事配置及び職務分担を行うとともに、各種研修の活用などを通じて女性職員の能力の伸長に努める必要があること。

(イ) 人材の確保

平成19年度の職員採用 I 種試験においては、受験年齢制限を緩和するとともに、採用説明会の実施等を通じて公務の魅力を広報してきたところであり、その結果として受験者数は増加しているが、全国的に公務員志望者は減少傾向にあり、引き続き受験者を確保するため、説明会等の充実を図っていくこととする。

(ウ) 勤務環境の整備

a 職業生活と家庭生活の両立支援

各職場においては、職業生活と家庭生活の両立が職員の精神的な支えとなり、ひいては組織の能力向上につながることを踏まえ、職場全体で両立支援への取組を進める気運を醸成することが重要であること。

b 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

今後も管理職員による厳正な勤務時間の管理や管理職員及び職員の意識改革を図るなど、各職場における時間効率の向上のための取組を行い、超過勤務の縮減に努める必要があること。

年次有給休暇については、各職場において取得しやすい環境づくりに努めるほか、年間を通じた計画的な取得や休日等と組み合わせた連続的な取得の促進に取り組む必要があること。

c 心の健康づくりの推進

心の疾病により長期にわたり病気休暇を取得する職員が増加傾向にあり、今後も引き続き、心の健康づくりの推進に積極的に取り組む必要があること。

d 勤務時間

勤務時間について、人事院は、民間における所定労働時間の状況を踏まえ、平成20年を目途に、民間準拠を基本として見直しに関する勧告を行う旨、報告を行った。本委員会としては、県内の民間における所定労働時間の状況並びに国及び他府県の動向を注視していくこととする。

(2) 報告資料
了 職員の給与

(ア) 職員給与表別、任命権者別職員数

区分 給料表	職員数		知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長	海区域調整委員会
	平成16年4月	増減				本庁等	県立学校	小・中学校			
全	15,788	△ 225	3,725	31	18	329	3,052	6,194	12	2,426	1
行政職	4,065	△ 90	3,175	31	18	321	202	-	12	305	1
研究職	204	△ 7	190	-	-	-	-	-	-	14	-
医療職(1)	29	△ 1	29	-	-	-	-	-	-	-	-
医療職(2)	117	△ 4	109	-	-	-	8	-	-	-	-
医療職(3)	221	3	221	-	-	-	-	-	-	-	-
学校栄養職員	63	△ 6	-	-	-	-	-	63	-	-	-
学校事務職員	355	△ 7	-	-	-	-	-	355	-	-	-
計	5,054	△ 112	3,724	31	18	321	210	418	12	319	1
高等学校等教育職員	2,809	△ 36	-	-	-	-	2,809	-	-	-	-
県立中学校教育職員	33	11	-	-	-	-	33	-	-	-	-
市町村立小・中学校等教育職員	5,784	△ 99	-	-	-	8	-	5,776	-	-	-
計	8,626	△ 124	-	-	-	8	2,842	5,776	-	-	-
警察官	2,107	11	-	-	-	-	-	-	-	2,107	-
第1号任期付研究員	1	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 再任用職員は、含まれていない(以下同じ。)
2 行政職及び研究職には、一般任期付職員をそれぞれ4人及び1人含んでいる。これらの一般任期付職員及び第1号任期付研究員については、(イ)から(エ)までの集計から除いている。

(イ) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
給料表		人	歳	年
	全	15,782	44.7	21.3
一般職員	行政職	4,061	43.0	19.9
	研究職	203	43.1	17.8
	医療職(1)	29	42.4	11.4
	医療職(2)	117	43.1	17.7
	医療職(3)	221	44.6	19.4
	学校栄養職員	63	41.4	17.9
	学校事務職員	355	43.3	23.1
	計	5,049	43.1	19.9
教育職員	高等学校等教育職員	2,809	45.2	20.8
	県立中学校教育職員	33	40.2	15.3
	市町村立小・中学校等教育職員	5,784	47.2	23.6
	計	8,626	46.5	22.7
	警察官	2,107	41.2	19.3
平成18年4月 全		16,007	44.6	21.3

(ウ) 職員の給料表別、学歴別、性別構成比

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
		%	%	%	%	%	%	
	全	100.0	72.9	12.5	14.4	0.2	63.8	36.2
一般職員	行政職	100.0	68.3	9.7	21.7	0.3	82.0	18.0
	研究職	100.0	89.6	7.4	3.0	-	89.7	10.3
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	72.4	27.6
	医療職(2)	100.0	68.4	31.6	-	-	66.7	33.3
	医療職(3)	100.0	33.0	41.2	25.8	-	29.0	71.0
	学校栄養職員	100.0	34.9	65.1	-	-	1.6	98.4
	学校事務職員	100.0	3.1	41.7	55.2	-	25.9	74.1
	計	100.0	62.8	14.4	22.6	0.2	74.7	25.3
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	92.7	5.8	1.5	-	60.3	39.7
	県立中学校教育職員	100.0	100.0	-	-	-	69.7	30.3
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	81.5	18.3	0.2	-	44.6	55.4
	計	100.0	85.2	14.2	0.6	-	49.8	50.2
	警察官	100.0	46.9	0.9	51.2	1.0	95.1	4.9
平成18年4月 全		100.0	71.8	13.0	15.0	0.2	64.0	36.0

(工) 職員の給料表別平均給与月額

区分		給料月額	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表		円	円	円	円	円	円
全		381,678 (385,944)	11,086	8,183	400,947 (405,213)	12,004	412,951 (417,217)
一般職員	行政職	348,645 (352,863)	12,943	9,858	371,446 (375,664)	14,576	386,022 (390,240)
	研究職	362,616 (366,948)	13,798	7,920	384,334 (388,666)	16,267	400,601 (404,933)
	医療職(1)	433,542 (440,061)	11,914	58,221	503,677 (510,196)	283,094	786,771 (793,290)
	医療職(2)	347,236 (350,829)	10,021	5,692	362,949 (366,542)	6,705	369,654 (373,247)
	医療職(3)	373,410 (377,138)	8,446	4,730	386,586 (390,314)	3,998	390,584 (394,312)
	学校栄養職員	332,564 (335,923)	3,508	5,494	341,566 (344,925)	2,969	344,535 (347,894)
	学校事務職員	348,650 (352,171)	5,806	5,226	359,682 (363,203)	4,664	364,346 (367,867)
	計	350,546 (354,686)	12,087	9,357	371,990 (376,130)	14,700	386,690 (390,830)
教育職員	高等学校等教育職員	404,377 (408,470)	10,569	8,122	423,068 (427,161)	8,197	431,265 (435,358)
	県立中学校教育職員	366,358 (370,497)	12,030	8,618	387,006 (391,145)	13,254	400,260 (404,399)
	市町村立小・中学校等 教育職員	412,393 (417,075)	9,289	6,899	428,581 (433,263)	12,261	440,842 (445,524)
	計	409,606 (414,094)	9,716	7,304	426,626 (431,114)	10,941	437,567 (442,055)
警察官	341,937 (345,597)	14,292	8,967	365,196 (368,856)	9,896	375,092 (378,752)	
平成18年4月 全	387,121 (391,442)	11,223	9,161	407,505 (411,826)	11,740	419,245 (423,566)	

(注) 1 給料月額には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」並びに「切替に伴う差額」を含む。
2 () 内の数字については、職員の給与に関する条例等の特例措置による減額措置前の額を示す。

イ 民間の給与

(ア) 職種別民間給与実態調査の概要

平成19年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成19年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」及び「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された248事業所

(b) 調査対象職種

78職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種56職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を統計上の理論に従い、規模、産業によって15層に層化し、これらの層から118事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

e 集計

(a) 調査実人員

初任給関係295人（行政職に相当する調査実人員247人）、初任給関係以外の調査職種4,154人（行政職に相当する調査実人員3,366人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は12,192人であり、行政職に相当するものは、8,391人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ) 産業別、規模別調査事業所数

産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人～499人	200人～299人	100人～199人	50人～99人	500人以上	100人以上500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	113	6	5	7	36	59	39	47	27
建設業	10	-	1	-	1	8	5	3	2
製造業	48	5	2	1	15	25	10	22	16
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	27	1	1	4	8	13	13	7	7
卸売・小売業	6	-	1	1	1	3	2	3	1
金融・保険業、不動産業	7	-	-	1	2	4	6	1	-
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	15	-	-	-	9	6	3	11	1

(注) 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が5事業所あった。

(ウ) 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上500人 未 満	100人未 満
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者	大学卒	192,875	199,349	187,636	182,804
	短大卒	172,785	175,531	※ 162,842	※ 165,000
	高校卒	155,683	156,497	155,342	155,081

- (注) 1 金額は、決まって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模100人未満で、かつ事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 3 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 4 「※」印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。

(工) 職種別、学歴別民間給与額

職種名	調査実人員	平均年齢	平成19年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	14	55.3	667,114	157	666,957	構成員50人以上の支店(社)長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	10	53.8	643,250	239	643,011	
短大卒	1	59.5	1,119,156	-	1,119,156	
高校卒	3	57.9	639,658	-	639,658	
中学卒	-	-	-	-	-	
工場長	4	55.5	754,551	-	754,551	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	55.5	754,551	-	754,551	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部長	83	53.2	588,714	2,226	586,488	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大学卒	58	53.0	593,226	1,146	592,080	
短大卒	4	53.2	508,615	-	508,615	
高校卒	20	53.0	599,866	5,638	594,228	
中学卒	1	59.5	548,500	-	548,500	
技術部長	45	52.2	597,806	173	597,633	同 上
大学卒	27	51.2	622,043	315	621,728	
短大卒	8	54.5	547,915	-	547,915	
高校卒	9	52.2	575,928	-	575,928	
中学卒	1	59.5	616,200	-	616,200	
事務部次長	38	51.6	552,228	4,433	547,795	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職
大学卒	26	51.2	571,041	6,600	564,441	
短大卒	2	49.1	477,564	-	477,564	
高校卒	10	53.0	519,718	-	519,718	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	23	50.7	577,825	6,451	571,374	同 上
大学卒	12	48.4	561,972	1,293	560,679	
短大卒	5	54.0	591,254	-	591,254	
高校卒	6	52.3	594,815	19,002	575,813	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長	167	48.1	494,448	7,698	486,750	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
大学卒	106	47.2	510,530	11,459	499,071	
短大卒	13	48.3	404,839	9,811	395,028	
高校卒	44	49.2	483,556	295	483,261	
中学卒	4	53.7	528,573	-	528,573	
技術課長	167	49.2	518,996	11,311	507,685	同 上
大学卒	68	46.4	508,671	9,225	499,446	
短大卒	24	51.8	520,360	1,373	518,987	
高校卒	75	50.7	526,205	15,453	510,752	
中学卒	-	-	-	-	-	

職種名	調査実人員	平均年齢	平成19年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務課長代理	65	43.8	486,435	39,646	446,789	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	
	大学卒	47	42.2	492,684	34,595		458,089
	短大卒	2	42.6	388,456	-		388,456
	高校卒	15	47.4	482,601	68,137		414,464
	中学卒	1	53.5	479,500	-		479,500
技術課長代理	90	44.9	451,809	10,985	440,824	同 上	
	大学卒	44	40.2	444,530	5,531		438,999
	短大卒	16	44.8	451,962	7,958		444,004
	高校卒	29	51.4	457,959	21,164		436,795
	中学卒	1	58.5	566,969	-		566,969
事務係長	248	44.9	414,034	28,358	385,676	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記課長と同等と認められる係長 及び係長級専門職	
	大学卒	119	43.1	397,442	22,171		375,271
	短大卒	18	43.5	376,576	32,061		344,515
	高校卒	108	46.4	434,849	35,318		399,531
	中学卒	3	54.5	446,949	-		446,949
技術係長	228	46.5	460,545	64,916	395,629	同 上	
	大学卒	57	41.8	403,405	44,337		359,068
	短大卒	24	43.8	486,813	92,024		394,789
	高校卒	144	48.7	477,639	67,448		410,191
	中学卒	3	50.5	427,841	72,596		355,245
事務主任	175	40.5	357,156	43,881	313,275		
	大学卒	79	38.9	356,409	46,790		309,619
	短大卒	30	40.6	292,965	18,432		274,533
	高校卒	65	42.4	384,298	50,618		333,680
	中学卒	1	38.5	488,220	114,620		373,600
技術主任	120	45.3	440,283	73,317	366,966		
	大学卒	28	45.1	459,250	99,513		359,737
	短大卒	15	37.0	349,051	63,166		285,885
	高校卒	76	46.7	447,138	66,001		381,137
	中学卒	1	53.5	671,183	151,335		519,848
事務係員	1,117	34.7	295,444	33,781	261,663		
	大学卒	467	32.1	295,673	36,015		259,658
	短大卒	191	33.6	274,822	27,701		247,121
	高校卒	448	37.4	300,573	33,327		267,246
	中学卒	11	51.7	419,891	65,790		354,101
技術係員	782	35.4	369,060	64,224	304,836		
	大学卒	272	32.0	352,368	79,833		272,535
	短大卒	99	31.8	361,589	79,358		282,231
	高校卒	405	38.2	381,463	51,254		330,209
	中学卒	6	51.8	377,491	29,855		347,636

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A)－(B)
行政職給料表関係	390,974 円	386,022 円	4,952 円 (1.28%)
		390,240 円	734 円 (0.19%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度未 処理件数 (事案件数) A	平成19.4.1～ 20.3.31の 要求案件数 (事案件数) B	平成19.4.1～ 20.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成20.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成18年度未 処理件数のうち 処理件数 D	平成19年度新規 要求件数のうち処理 件数 E	
措置要求	0	0	0	0	0	0

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	前年度未 処理件数 (事案件数) A	平成19.4.1～ 20.3.31の 請求件数 (事案件数) B	平成19.4.1～ 20.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成20.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成18年度未 処理件数のうち 処理件数 D	平成19年度新規 請求件数のうち処理 件数 E	
分限処分	0	0	0	0	0	0
免職	0	1 (1)	1 (1)	0	1	0
懲戒処分	27 (5)	0	0	0	0	27 (5)
戒告	27 (5)	0	0	0	0	27 (5)

和歌山県報

平成二十年九月二十五日

号外

別冊